

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

KLab株式会社
代表取締役社長 森田 英克

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や都道府県知事から適切な配慮・対応を行うよう要請される事態に至っております。これを受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、規模を縮小して開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年3月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。詳細は、後記3頁から4頁までをご覧ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記5頁から6頁までをご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木地下1階

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1)第21期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2)第21期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 監査等委員でない取締役5名選任の件

4. ご 案 内

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日ご出席される場合は、開会間際等混雑しやすい時間帯を避け、ご来場くださいますよう、お願い申し上げます。受付開始時刻は、正午を予定しております。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
3. 連結注記表及び個別注記表につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.klab.com/jp/>）に掲載させていただきます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合につきましても、当社ウェブサイト（<https://www.klab.com/jp/>）に掲載させていただきます。

＜書面による議決権行使のお手続きについて＞

株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」用紙をご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類をご参照ください。

議決権行使書イメージ

議 決 権 行 使 書 KLab株式会社 御中 私は、2021年3月26日開催の貴社第21回定時株主総会（継続会または延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。 2021年 3月 日 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。 K L a b 株式会社	株主番号	議決権行使個数	個	議 案 (下の候補者を除く) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">賛否表示欄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">賛</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> </table> ※以下の場合は無効となりますのでご注意ください。 ・賛成、反対の両方に○をつけた場合 ・議案への賛否が不明確な場合	賛否表示欄	賛			否	
賛否表示欄	賛									
	否									

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

KLab株式会社

議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合「賛」の欄に○印
反対の場合「否」の欄に○印

▶ 次ページに記載例を掲載しております。

議 案 (下の候補者を除く)	賛	
	否	

議 案 (下の候補者を除く)	賛	
	否	

◀ このような場合は**無効**となります

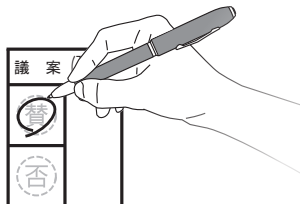
- ・賛成、反対の両方に○を付けた場合
- ・議案への賛否が不明確な場合

議決権行使書用紙のご記入について

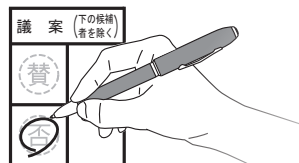
- (1) 議案に賛成の場合は、賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印をご記入ください。
- (2) 議案に対して賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いたします。
- (3) 議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、賛否表示欄横の空欄に当該候補者の番号をご記入ください。
- (4) 賛否表示欄の**賛成及び反対双方に○をつけた場合は、無効票となります**ので、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。
- (5) 議決権の行使期限は、2021年3月25日（木曜日）午後6時30分到着分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

以下に議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

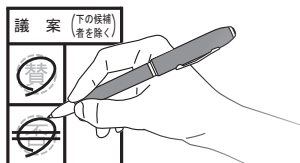
議案に
ご賛同いただける場合



議案に
反対される場合



修正する場合



以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
- (3) 議決権の行使期限は、2021年3月25日（木曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (6) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

業績の分析

①売上高、費用及びその他の分析

当社グループは、スマートフォン向けアプリを主としたオンラインゲームの企画、開発及び運営を行っております。「世界と自分をワクワクさせろ」をミッションとして掲げ、世界中で競争力があるIPを用いて当社が得意とするジャンルのオンラインゲームを企画・開発し、それをグローバルに展開することで、中長期での持続的な成長を果たしていくことを戦略の軸に据え、事業を推進しております。

当連結会計年度においては、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外の経済は急速に悪化いたしました。当社グループにおいては、当初より国内外の各事業所にて在宅勤務体制を速やかに整備し、安定的に事業運営を行ってまいりましたが、依然としてコロナ禍の収束及び経済の先行きは不透明であり、予断を許さない状況となっております。

しかしながら、当社が事業展開するモバイルゲーム分野においては、2020年の世界の市場規模が前年比25.6%増の863億ドルを突破（出典：newzoo「2020 Global Games Market」）するなど、引き続きグローバルで成長し続ける業界であると考えられております。

当社グループにおいても、リアルイベントの開催中止など一部では施策の変更を余儀なくされたものの、ゲーム事業全体としては、既存タイトルの順調な推移による下支えに加え、新規タイトルのリリース及びグローバルでの配信エリアの追加などにより、売上高は順調に推移いたしました。

さらに、インゲーム広告及びサブスクリプションなどの導入による収益源の複層化を図ったほか、マルチプラットフォーム・マルチデバイス展開による新たなユーザー層の獲得及び収益の積み上げにも努めました。

なお、当社の主要ゲームタイトルの売上分析は以下のとおりです。

(BLEACH Brave Souls)

本作の題材である『BLEACH』は、日本だけでなく海外での人気も非常に高い剣戟バトルアクションコミックです。

当連結会計年度においては、中長期での安定運用を実現するためのモデルケースタイトルとして、PCでの全世界共通のゲームプラットフォーム「Steam」での配信開始による新規ユーザーの獲得に加え、サブスクリプション及びインゲーム広告の導入など、積極的に収益源の多様化を図りました。

また、2020年7月9日より、これまで未配信だったアジア地域等への配信を開始したことにより全世界配信タイトルとなり、ダウンロード数は全世界累計5000万を突破いたしました。

これらの取り組みにより、リリースから6年目の長期運営タイトルでありながらも第3四半期に月間売上高の最高額を更新するなど、年間を通して順調に推移した結果、前年を上回る売上を計上いたしました。

(キャプテン翼 〜たたかえドリームチーム〜)

本作の題材である『キャプテン翼』は、1981年のマンガ連載開始以降、国内のみならず、世界20言語に翻訳され、また、多くの世代のサッカーファンに愛されている大人気作品です。

当連結会計年度においては、大型アップデートの実施に加え、実在選手や原作者である高橋陽一先生監修のオリジナル選手の投入、3000万ダウンロード突破キャンペーンなどを展開いたしました。これらの取り組みに加え、3周年記念キャンペーンも好調だったことから、年間を通して概ね順調に推移し、前年を上回る売上を計上いたしました。

(ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル ALL STARS)

2019年9月にリリースした本タイトルは、2010年からスタートしたスクールアイドルプロジェクト「ラブライブ！シリーズ」を題材としたリズムアクションRPGです。

当連結会計年度においては、例年開催している「スクフェスシリーズ感謝祭2020」が中止となるなど、リアルな場でのプロモーションに関して計画変更が余儀なくされたものの、ウェブ広告及びゲーム内プロモーションを活用し、安定したサービス運営に努めた結果、順調に推移いたしました。

費用面の分析は以下のとおりです。

- ・売上原価は26,959,973千円となり、前期比12.0%の増加となりました。これは主に、売上高の増加に伴い支払手数料等が増加したことによるものです。
- ・販売費及び一般管理費は4,842,677千円となり、前期比9.6%の減少となりました。これは主に、広告宣伝費が減少したことによるものです。
- ・営業外費用について、為替差損670,786千円を計上いたしました。これは主に、当社グループが保有する外貨建債権債務の決済及び期末為替レートによる評価替で発生したものです。
- ・特別損失は、599,957千円となりました。これは主に、当社の完全子会社である株式会社スパイススマートにかかるのれんの減損損失を計上したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高33,952,136千円（前期比9.1%増）、営業利益2,149,485千円（前期比28.4%増）、経常利益1,564,827千円（前期比3.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益767,180千円（前期比99.9%増）となりました。

② セグメント別の業績は、次のとおりです。

ゲーム事業

売上高	33,586,886千円
セグメント利益	6,832,863千円

その他

売上高	365,250千円
セグメント利益	159,299千円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は992,344千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等944,873千円であります。

- ① 当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第18期 2017年12月期	第19期 2018年12月期	第20期 2019年12月期	第21期 (当連結会計年度) 2020年12月期
売 上 高(千円)	26,777,603	32,673,737	31,109,972	33,952,136
経 常 利 益(千円)	4,853,644	4,997,997	1,625,599	1,564,827
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,127,450	2,570,002	383,868	767,180
1株当たり当期純利益(円)	84.89	69.03	10.20	20.08
総 資 産(千円)	18,609,993	19,245,204	23,669,989	23,491,480
純 資 産(千円)	12,568,531	14,466,653	17,194,584	16,584,600
1株当たり純資産額(円)	337.21	387.36	406.91	430.74

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第18期 2017年12月期	第19期 2018年12月期	第20期 2019年12月期	第21期 (当事業年度) 2020年12月期
売 上 高(千円)	26,627,855	32,395,866	30,802,306	33,622,150
経 常 利 益(千円)	4,850,981	5,164,628	2,029,578	1,666,884
当 期 純 利 益(千円)	2,915,026	2,749,159	1,191,664	663,962
1株当たり当期純利益(円)	79.12	73.85	31.65	17.37
総 資 産(千円)	18,186,480	19,212,552	22,427,209	23,855,491
純 資 産(千円)	12,188,938	14,206,886	15,980,377	17,012,246
1株当たり純資産額(円)	327.05	380.42	420.16	441.86

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループが、現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

① ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、モバイルオンラインゲームのヒット率を上げ、収益を拡大させることが重要であると認識しています。

早い段階からのゲームレビューを繰り返し、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集めることにより、ヒット率の向上を目指します。

また、人気IPを獲得し、人気IPを用いたゲーム開発を主軸としていきます。自社IPについても、アニメーション、漫画、ライトノベル、音楽などに関連する業界各社と連携し、育成していきます。

② 1タイトル当たりの収益の最大化

新作タイトルの開発期間が長期化しているため、企業が継続して成長していくためには、既存タイトルの減衰を小幅に留め、長期的な運用を実現することが不可欠です。

ユーザーに継続して長きに渡って楽しんでいただくために、ゲームのアップデートなど新しい価値を提供し、減衰率の低減を目指していきます。

また、1タイトル当たりの売上をより一層拡大させていくためには、海外での収益獲得も重要な課題の一つであると認識しています。主要な欧米や中華圏に加え、中東や成長著しい東南アジア及び中南米へ積極的に事業展開していきます。

③ 開発のマネジメント

業界全体の傾向として、年々高まるゲームの品質に合わせ、開発期間の長期化及び開発体制の大規模化が大きな課題となっております。あわせて、近年はパイプラインの増強を図るべく、パートナー企業との共同事業も増加していることから、新規開発の管理はより一層難しさを増しています。計画通りにリリースするために、開発マイルストーンの緻密化や、横断組織などの第三者が課題や問題を検知するなど、随時開発プロセスの改善を図っていきます。

一方で、計画を優先するために品質が低い状態でリリースすることは、ヒット率を著しく下げてしまう要因となります。当社グループの基本方針としては、計画通りリリースできるよう最大限の努力を払いつつも、市場競争力のある品質が担保できていない場合は、リリース計画を変更し、品質向上を優先します。

④ コストコントロール

開発期間の長期化及び開発体制の大規模化に伴い、総開発コストが高騰傾向にあるなか、売上のボラティリティが高いゲーム事業を運営しながらも安定的に利益を創出するためには、コストコントロールが重要と考えています。

内部開発におきましては、外部発注や業務委託を多用して外製比率を高めることでコストを変動費化し、売上のボラティリティへの対応力を高めるほか、費用の大きな割合を占める広告宣伝におきましても、精密にKPI分析及び広告の効果測定を行うことで費用対効果を高めていきます。

さらに、開発タイトルの一部をパートナー企業と共同事業とすることで、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。

⑤ 新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われています。当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、こうした様々な新技術をゲーム開発に活かすべく、研究開発していく必要があると認識しています。そのため、ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に研究開発及び共通基盤開発の各部署を設け、研究開発を進めていきます。

⑥ サービスの健全性向上とユーザーの安全性確保

業界全体が一体となりユーザーが安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上ひいては業界全体の発展に寄与するものと認識しています。関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう努めていきます。

⑦ 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のために、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用することはもちろん、当社グループのミッション、ビジョンを体現し、将来的に企業を牽引していく人材を育成すべく、採用活動、教育研修、人事制度改革などに継続して取り組んでいきます。

⑧ コーポレートガバナンスの強化

当社グループが持続的な成長を維持し、長期にわたって事業継続していくためには、ステークホルダーとの信頼と期待に応えるべく、経営の健全性・透明性のある体制を確保することが重要な課題であると認識しております。その実現のため、内部管理体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化・充実に努めていきます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社等の名称	資本金又は 出資金	議決権等の 所有割合 (%)	事業の内容
可来软件开发（上海）有限公司	1,400千SGD	100%	モバイルオンラインゲームの企画及び開発
株式会社スパイスマート	35,000千円	100%	リサーチ業務及びコンサルティング業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

区 分	主要な業務の内容
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画・開発
その他	大規模・高負荷対応インフラサービスの提供、ゲームに関するリサーチ業務及びコンサルティング業務

(12) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
大阪事業所	大阪府大阪市北区
福岡事業所	福岡県福岡市中央区
仙台事業所	宮城県仙台市太白区

② 子会社等

名 称	所 在 地
可来软件开发（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
株式会社スパイスマート	東京都港区

(13) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減数
626名	20名減

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト142名は含まれておりません。
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平均勤続年数
559名	19名減	35歳	5年2ヶ月

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト140名は含まれておりません。
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。

(14) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 93,618,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,475,100株
- (3) 株主数 17,964名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
真田 哲弥	4,042,700株	10.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,208,700株	5.74%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	958,700株	2.49%
株式会社バンダイナムコホールディングス	670,000株	1.74%
SMBC日興証券株式会社	604,100株	1.57%
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	599,500株	1.55%
株式会社SBI証券	582,311株	1.51%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	526,200株	1.36%
GOVERNMENT OF NORWAY	517,400株	1.34%
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	511,200株	1.32%

- （注） 1. 発行済株式の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。
2. 持株比率の小数点第3位以下は切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月22日開催の取締役会決議に基づき、2020年5月14日付で株式報酬としての自己株式125,100株を処分しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2020年12月31日現在)

- ・新株予約権等の総数 250個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,000株
- ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次	払込金額 行使価額 (注) 1.	行使期間	行使の条件	株数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第6回	無償 536円	2014年8月1日 ～2022年7月12日	(注) 2.	5,000株	1名
	第12回	537円 671円	2014年4月26日 ～2026年4月25日	(注) 3.	20,000株	2名

(注) 1. 上記の払込金額は1個当たりの金額であり、行使価額は1株当たりの金額であります。なお、第6回新株予約権、第12回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができない。

3. ① 新株予約権者は、2014年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のイに掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のロに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

イ. 2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合

ロ. 新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使することができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。

- ② 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

- ④ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。
- イ. 新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ロ. 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ハ. 新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ニ. 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ. 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ヘ. 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ト. 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - チ. 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑤ 新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 田 英 克	代表取締役社長（CEO）	可来软件开发（上海）有限公司 董事長 (株)スパイススマート 取締役
五十嵐 洋 介	代表取締役副会長	可来软件开发（上海）有限公司 董事 (株)スパイススマート 取締役
真 田 哲 弥	取締役会長	
高 田 和 幸	専務取締役（CFO）	(株)スパイススマート 取締役
中 根 良 樹	取締役	
井 上 昌 治	取締役（監査等委員）	弁護士 (株)ザッパラス 社外取締役 アララ(株) 社外取締役 (株)SKIYAKI 社外取締役
松 本 浩 介	取締役（監査等委員）	ピクスタ(株) 社外取締役 (株)スタジオアタオ 社外取締役 (株)サイバー・バズ 社外取締役 (株)キッズライン 社外取締役 サイマックス(株) 社外取締役 (株)ジグザグ 社外取締役
吉 川 友 貞	取締役（監査等委員）	(株)エスユーエス 取締役副社長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、常勤の内部監査担当者を配置しており、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、取締役（監査等委員を除く）へのヒアリングを適宜行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、法令の規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	5 名	220,651千円	(注) 1. 3.
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 名 (3 名)	16,800千円 (16,800千円)	(注) 2.
合 計	8 名	237,451千円	—

- (注) 1. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役(監査等委員を除く)の報酬年額(総額)は500,000千円以内であります。
2. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役(監査等委員)の報酬年額(総額)は50,000千円以内であります。
3. 当事業年度に計上した取締役(社外取締役を除く)5名の譲渡制限付株式報酬額48,326千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりとなります。

取締役(監査等委員)井上昌治氏は、㈱ザッパラス社外取締役、アララ㈱社外取締役及び㈱SKIYAKI社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員)松本浩介氏は、ピクスタ㈱社外取締役、㈱スタジオアタオ社外取締役、㈱サイバー・バズ社外取締役、㈱キッズライン社外取締役、サイマックス㈱社外取締役及び㈱ジグザグ社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員)吉川友貞氏は、㈱エスユーエス取締役副社長を兼務しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	井 上 昌 治	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 本 浩 介	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回すべてに出席し、IT企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	吉 川 友 貞	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回すべてに出席し、IT企業及び製薬会社の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬 36,300千円
- ② 公認会計士法第2条第1項以外の業務の報酬 一千円
- ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の合計金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、当社は、2005年5月17日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、2006年9月17日、2007年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定いたしました。内部統制システムの基本方針は次のとおりです。

① 当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- ロ. 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体（以下、「重要会議体等」という。）の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む）によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ．事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
 - ロ．事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。
 - ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ニ．内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ．社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。
- ④ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。
 - ロ．取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
 - ハ．業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑦ イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に

対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ、取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

2) 内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

2) 当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ、前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きそ

の他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

へ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 2) 監査等委員は、重要会議等に参加し意見を述べるができるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- 3) 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

(2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、内部通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 取締役の職務執行について

当社の取締役会は取締役（監査等委員であるものを除く。）5名、監査等委員である取締役3名の計8名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

④ 監査等委員会について

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し監査等委員会を定期的に開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第35条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関は、取締役会としております。当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開や企業体質の一層の強化等のため、実施しません。

今後の利益還元につきましては、当社経営環境等を勘案したうえで実施を検討して参ります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,727,552	流 動 負 債	5,903,048
現 金 及 び 預 金	8,115,782	買 掛 金	2,407,474
売 掛 金	3,184,076	1年内返済予定の長期借入金	741,768
有 価 証 券	502,575	未 払 法 人 税 等	280,772
そ の 他	1,931,018	賞 与 引 当 金	129,286
貸 倒 引 当 金	△5,899	そ の 他	2,343,746
固 定 資 産	9,763,928	固 定 負 債	1,003,832
有 形 固 定 資 産	274,281	長 期 借 入 金	1,003,832
建 物	116,424	負 債 合 計	6,906,880
そ の 他	157,857	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2,769,176	株 主 資 本	16,359,531
ソ フ ト ウ ェ ア	2,105,810	資 本 金	4,909,815
ソフトウェア仮勘定	546,388	資 本 剰 余 金	4,659,365
そ の 他	116,978	利 益 剰 余 金	6,790,349
投資その他の資産	6,720,469	その他の包括利益累計額	213,249
投 資 有 価 証 券	3,745,543	その他有価証券評価差額金	179,288
繰 延 税 金 資 産	1,322,699	為 替 換 算 調 整 勘 定	33,960
そ の 他	1,653,755	新 株 予 約 権	11,819
貸 倒 引 当 金	△1,528	純 資 産 合 計	16,584,600
資 産 合 計	23,491,480	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,491,480

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,952,136
売 上 原 価		26,959,973
売 上 総 利 益		6,992,163
販売費及び一般管理費		4,842,677
営 業 利 益		2,149,485
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,476	
有 価 証 券 利 息	26,461	
受 取 配 当 金	45,490	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4,317	
受 取 補 償 金	15,075	
そ の 他	37,584	130,406
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	670,786	
そ の 他	44,278	715,064
経 常 利 益		1,564,827
特 別 利 益		
自 己 新 株 予 約 権 消 却 益	1,054	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,140	2,194
特 別 損 失		
減 損 損 失	550,784	
そ の 他	49,173	599,957
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		967,064
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	573,942	
法 人 税 等 調 整 額	△299,908	274,034
当 期 純 利 益		693,029
非支配株主に帰属する当期純損失		74,150
親会社株主に帰属する当期純利益		767,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,820,599	4,574,368	6,227,333	△268,048	15,354,252
当期変動額					
新株の発行	89,216	89,216			178,433
親会社株主に帰属 する当期純利益			767,180		767,180
自己株式の処分		△137,106		268,048	130,942
自己株式処分差損の 振替		126,858	△126,858		—
連結子会社の増資に よる持分の増減		6,028			6,028
連結範囲の変動			△77,305		△77,305
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	89,216	84,997	563,016	268,048	1,005,278
当期末残高	4,909,815	4,659,365	6,790,349	—	16,359,531

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	118,976	△9,761	109,214	14,421	1,716,696	17,194,584
当期変動額						
新株の発行						178,433
親会社株主に帰属 する当期純利益						767,180
自己株式の処分						130,942
自己株式処分差損の 振替						—
連結子会社の増資に よる持分の増減						6,028
連結範囲の変動						△77,305
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	60,312	43,722	104,034	△2,601	△1,716,696	△1,615,263
当期変動額合計	60,312	43,722	104,034	△2,601	△1,716,696	△609,984
当期末残高	179,288	33,960	213,249	11,819	—	16,584,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

K L a b 株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K L a b 株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,080,449	流 動 負 債	5,839,412
現 金 及 び 預 金	7,587,033	買 掛 金	2,459,566
売 掛 金	3,121,022	1年内返済予定の長期借入金	741,768
有 価 証 券	502,575	未 払 金	866,527
前 払 費 用	1,095,715	未 払 法 人 税 等	256,413
そ の 他	780,002	未 払 費 用	17,973
貸 倒 引 当 金	△5,899	前 受 金	1,242,555
固 定 資 産	10,775,041	預 り 金	88,051
有 形 固 定 資 産	250,351	賞 与 引 当 金	129,286
建 物	116,424	そ の 他	37,270
工具、器具及び備品	133,927	固 定 負 債	1,003,832
無 形 固 定 資 産	2,626,714	長 期 借 入 金	1,003,832
ソ フ ト ウ エ ア	2,081,754	負 債 合 計	6,843,244
ソフトウェア仮勘定	544,288	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	672	株 主 資 本	16,829,116
投資その他の資産	7,897,975	資 本 金	4,909,815
投 資 有 価 証 券	3,747,657	資 本 剰 余 金	4,605,571
関 係 会 社 株 式	640,677	資 本 準 備 金	4,605,571
その他の関係会社有価証券	171,866	利 益 剰 余 金	7,313,729
長 期 貸 付 金	1,550,711	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,313,729
繰 延 税 金 資 産	1,755,635	繰 越 利 益 剰 余 金	7,313,729
出 資 金	588,683	評価・換算差額等	171,310
そ の 他	838,502	その他有価証券評価差額金	171,310
貸 倒 引 当 金	△1,395,758	新 株 予 約 権	11,819
資 産 合 計	23,855,491	純 資 産 合 計	17,012,246
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,855,491

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,622,150
売 上 原 価		26,785,100
売 上 総 利 益		6,837,050
販売費及び一般管理費		4,733,295
営 業 利 益		2,103,755
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	72,491	
貸倒引当金戻入益	58,445	
そ の 他	43,976	174,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,714	
為 替 差 損	548,164	
そ の 他	58,904	611,784
経 常 利 益		1,666,884
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	56,000	
そ の 他	350	56,350
特 別 損 失		
関係会社株式評価損失	706,000	
減 損	51,913	
そ の 他	49,173	807,086
税 引 前 当 期 純 利 益		916,148
法人税、住民税及び事業税	534,566	
法 人 税 等 調 整 額	△282,380	252,186
当 期 純 利 益		663,962

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,820,599	4,516,354	10,248	4,526,602	6,776,625	6,776,625
当期変動額						
新株の発行	89,216	89,216		89,216		
当期純利益					663,962	663,962
自己株式の処分			△137,106	△137,106		
自己株式処分差損の振替			126,858	126,858	△126,858	△126,858
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	89,216	89,216	△10,248	78,968	537,104	537,104
当期末残高	4,909,815	4,605,571	—	4,605,571	7,313,729	7,313,729

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△268,048	15,855,778	111,003	111,003	13,595	15,980,377
当期変動額						
新株の発行		178,433				178,433
当期純利益		663,962				663,962
自己株式の処分	268,048	130,942				130,942
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			60,307	60,307	△1,776	58,531
当期変動額合計	268,048	973,338	60,307	60,307	△1,776	1,031,869
当期末残高	—	16,829,116	171,310	171,310	11,819	17,012,246

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本知香印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K L a b株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

K L a b株式会社 監査等委員会

社外取締役（監査等委員）	井 上 昌 治 印
社外取締役（監査等委員）	松 本 浩 介 印
社外取締役（監査等委員）	吉 川 友 貞 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 監査等委員でない取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、指名報酬委員会へ諮問し、その答申を受けて決定し、監査等委員会から全ての取締役候補者が適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	もり た ひで かつ 森 田 英 克 (1974年8月14日生) 再 任	2002年3月 ㈱インデックス入社 2002年10月 当社入社 2009年9月 当社執行役員 2010年4月 当社KLabGames部長 2010年11月 当社取締役 2012年9月 当社専務取締役CGO 2018年2月 当社専務取締役CCO 2019年3月 当社代表取締役社長CEO（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事長 ㈱スパイススマート取締役	353,000株
2	いがらし よう すけ 五十嵐 洋 介 (1973年10月13日生) 再 任	2000年2月 ヴィジョンアーツ㈱入社 2003年8月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2009年9月 当社執行役員COO 2012年9月 当社取締役副社長COO 2018年3月 当社代表取締役副社長COO 2019年3月 当社代表取締役副会長（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事 ㈱スパイススマート取締役	422,500株
3	きな だ てつ や 真 田 哲 弥 (1964年9月10日生) 再 任	1998年9月 ㈱サイバード設立 取締役副社長 2001年3月 当社代表取締役社長CEO 2005年9月 KLabセキュリティ㈱取締役会長 2009年12月 KLabGames㈱代表取締役社長 2018年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO 2019年3月 当社取締役会長（現任）	4,042,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	たか た かず ゆき 高 田 和 幸 (1978年 8 月 20 日 生) 再 任	2002年 4 月 (株)日本経営入社 2008年 6 月 ベリリングポイント(株) (現PwCコンサル ティング合同会社) 入社 2010年 9 月 当社入社 2012年 4 月 当社経営管理部長 (現任) 2012年 9 月 当社執行役員 2014年 3 月 当社取締役経営管理部長兼IR室長 2015年 3 月 当社常務取締役CFO 2019年 3 月 当社専務取締役CFO (現任) [重要な兼職の状況] (株)スパイススマート取締役	119,600株
5	なか ね よし き 中 根 良 樹 (1975年 3 月 10 日 生) 再 任	1999年 4 月 日本電信電話(株)入社 2005年 4 月 当社入社 2009年 9 月 当社執行役員 2010年 9 月 当社第 1 開発部長 2013年 8 月 当社スタジオマネジメント部長 2014年 4 月 当社品質管理部長 2016年 6 月 当社クリエイティブ部長 (現任) 2019年 3 月 当社取締役 (現任)	88,600株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由は以下のとおりです。

- (1) 森田英克氏は、当社入社以来、モバイルコンテンツの立ち上げ及び運営をした後、モバイルオンラインゲーム事業を立ち上げ、当社の主力事業に成長させた実績があります。このような経験及び実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 五十嵐洋介氏は、当社入社以来、研究開発部門、人事、海外子会社の統括を歴任するなど国内外の企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 真田哲弥氏は、当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、学生時代より数々のベンチャー企業を設立し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定に重要な役割を果たしております。このような経験及び知識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 高田和幸氏は、当社入社以来、株式公開準備、M&A、財務戦略等に従事しており、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (5) 中根良樹氏は、当社入社以来、研究開発部門及びプロジェクトマネジメントの責任者、海外子会社のヴァイスプレジデント等の要職を歴任し、当社の主力事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務遂行に起因して株主代表訴訟等が提起された場合に会社又は第三者に対して被保険者が負担する賠償責任額、和解金及び弁護士費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担となります。

- ② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木地下1階
連絡先 03-5771-1100 (代表)



〔交 通〕 ●東京メトロ日比谷線 六本木駅
(2番出口) 会場まで徒歩約2分
●都営大江戸線 六本木駅
(4b出口) 会場まで徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりません。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。